

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 平成四年東京都告示第七百六十一号(東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正……(総務局人事部職員支援課)……一
- 平成四年東京都告示第七百六十二号(平成十七年四月一日改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定による平成十七年三月三十一日以前に発生した公務災害に係る年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正……(同)……二
- 平成四年東京都告示第七百六十三号(平成十七年四月一日改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例並びに廃止前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則に基づく、平成十七年三月三十一日以前に発生した公務災害に係る遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乘ずる率)の一部改正……(同)……二
- 平成八年東京都告示第八百九十四号(東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める金額)の一部改正……(同)……四

- 平成二十八年年度地籍調査事業計画の策定……(都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課)……四
- 建築基準法による一団地の区域……(都市整備局市街地建築部建築指導課)……五
- 都営住宅の使用料の変更……(都市整備局都営住宅経営部経営企画課)……六
- 都営住宅の名称、位置、使用料等……(同)……九
- 都営改良住宅及び都営再開発住宅の使用料の変更……(同)……九
- 都営住宅の駐車場の廃止……(同)……一〇
- 都営住宅の駐車場の区画数変更……(同)……一〇
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(三件)……(環境局環境改善部化学物質対策課)……一〇
- 平成二十八年度狩猟免許試験の実施……(環境局自然環境部計画課)……一三
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……(環境局多摩環境事務所環境改善課)……一四
- 指定障害福祉サービス事業者等の廃止……(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)……一五
- 指定障害福祉サービス事業者等の指定……(同)……一六
- 都道の区域変更……(建設局道路管理部路政課)……一〇
- 都立公園の位置、区域及び面積の変更……(建設局公園緑地部公園課)……一三
- 平成十七年東京都教育委員会告示第二十四号(都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部改正……(同)……一五
- 平成十九年東京都教育委員会告示第九号(都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第十四条第二項第二号並びに

### 告示(教)

- 都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害等補償に関する条例施行規則第六条の七及び第六条の八の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乘ずる率)の一部改正……(同)……一五

### 規則(人)

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害等補償に関する条例施行規則第六条の七及び第六条の八の規定に基づき、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乘ずる率)の一部改正……(同)……一五

### 告示(消)

職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……(同)……一七

### 告示

#### ●東京都告示第五十一号

平成四年東京都告示第七百六十一号(東京都非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の規定による年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、六八八円	一三、二〇七円
二十歳以上二十五歳未満	五、一七三円	一三、二〇七円
二十五歳以上三十歳未満	五、七二一円	一三、五八九円
三十歳以上三十五歳未満	六、一三九円	一六、三二二円
三十五歳以上四十歳未満	六、五七一円	一八、八〇三円
四十歳以上四十五歳未満	六、七五〇円	二一、三五五円
四十五歳以上五十歳未満	六、八六五円	二三、九二四円

五十歳以上五十五歳未満	六、七三八円	二五、二一四円
五十五歳以上六十歳未満	六、〇五七円	二四、七四七円
六十歳以上六十五歳未満	四、九一六円	一九、九三五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、五七九円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、二〇七円

附則

1 この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

2 この告示による改正後の最低限度額欄及び最高限度額欄の規定は、平成二十八年六月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

●東京都告示第千五百二十二号

平成四年東京都告示第七百六十二号(平成十七年四月一日改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の規定による平成十七年三月三十一日以前に発生した公務災害に係る年齢階層ごとの長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額)の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十五歳未満	五、一七三円	一三、二〇七円

二十五歳以上三十歳未満	五、七二一円	一三、五八九円
三十歳以上三十五歳未満	六、一三九円	一六、三一二円
三十五歳以上四十歳未満	六、五七一円	一八、八〇三円
四十歳以上四十五歳未満	六、七五〇円	二一、三五五円
四十五歳以上五十歳未満	六、八六五円	二三、九二四円
五十歳以上五十五歳未満	六、七三八円	二五、二一四円
五十五歳以上六十歳未満	六、〇五七円	二四、七四七円
六十歳以上六十五歳未満	四、九一六円	一九、九三五円
六十五歳以上七十歳未満	三、九三〇円	一五、五七九円
七十歳以上	三、九三〇円	一三、二〇七円

附則

1 この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

2 この告示による改正後の最低限度額欄及び最高限度額欄の規定は、平成二十八年六月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた長期療養者の休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

●東京都告示第千五百二十三号

平成四年東京都告示第七百六十三号(平成十七年四月一日改正前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例並びに廃止前の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則)に基づく、平成十七年三月三十一日以前に発生した公務災害に係る遺族補償年金、障害補償年金、障害

補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乘ずる率)の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

表を次のように改める。



附則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示による改正後の乗ずる率の規定は、平成二十八年四月一日(以下「適用日」という。)以後に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二十年十月から平成二十八年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額又は平成二十年十月一日から平成二十八年三月三十一日までに支給すべき事由が生じた障害補償年金前払一時金若しくは遺族補償年金前払一時金の額について適用する。ただし、適用日から施行の日までに支給すべき事由が生じたときは、改正後の平成四年東京都告示第七百六十三号の表平成二十年十月一日から平成三年三月三十一日までの項十年以上十五年未満の欄中「一・三四」とあるのは「一・三五」と、同項十五年以上二十年未満の欄中「一・二八」とあるのは「一・三〇」と、同項二十年以上二十五年未満の欄中「一・二〇」とあるのは「一・二二」と、同項二十五年以上の欄中「一・一〇」とあるのは「一・一二」と、同表平成三年四月一日から平成四年三月三十一日までの項十年以上十五年未満の欄中「一・二九」とあるのは「一・三〇」と、同項十五年以上二十年未満の欄中「一・二四」とあるのは「一・二六」と、同項二十年以上二十五年未満の欄中「一・一七」とあるのは「一・一八」と、同項二十五年以上の欄中「一・〇七」とあるのは「一・〇八」と、同表平成四年四月一日から平成五年三月三十一日までの項十年以上十五年未満の欄中「一・二二」とあるのは「一・二三」と、同項十五年以上二十年未満の欄中「一・一

一九」とあるのは「一・二〇」と、同項二十年以上二十五年未満の欄中「一・一三」とあるのは「一・一四」と、同項二十五年以上の欄中「一・〇四」とあるのは「一・〇五」と、同表平成五年四月一日から平成六年三月三十一日までの項十年以上十五年未満の欄中「一・一八」とあるのは「一・一九」と、同項十五年以上二十年未満の欄中「一・一六」とあるのは「一・一七」と、同項二十年以上二十五年未満の欄中「一・一〇」とあるのは「一・一二」と、同項二十五年以上の欄中「一・〇一」とあるのは「一・〇二」と、同表平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの項十年以上十五年未満の欄中「一・一六」とあるのは「一・一七」と、同項十五年以上二十年未満の欄中「一・一三」とあるのは「一・一五」と、同項二十年以上二十五年未満の欄中「一・〇八」とあるのは「一・〇九」と、同項二十五年以上の欄中「一・〇九」とあるのは「一・一〇」と、同表平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの項十年以上十五年未満の欄中「一・一四」とあるのは「一・一五」と、同項十五年以上二十年未満の欄中「一・一二」とあるのは「一・一三」と、同項二十年以上二十五年未満の欄中「一・〇六」とあるのは「一・〇八」と、同項二十五年以上の欄中「一・〇九」とあるのは「一・一〇」と読み替えて適用する。

3 適用日前に支給すべき事由が生じた遺族補償一時金又は障害補償年金差額一時金の額の計算における平成二十年十月から平成二十八年三月までの分として支給された遺族補償年金若しくは障害補償年金の額については、なお従前の例による。

●東京都告示第五十四号  
平成八年東京都告示第八百九十四号(東京都非常勤職員  
の公務災害補償等に関する条例の規定により知事が定める  
金額)の一部を次のように改正する。  
平成二十八年五月三十一日  
東京都知事 舛添 要一

表常時介護を要する状態の項中「十万四千五百七十円」  
を「十万四千九百五十円」に、「五万六千七百九十円」を  
「五万七千三百円」に改め、同表随時介護を要する状態の  
項中「五万二千二百九十円」を「五万二千四百八十円」に、  
「二万八千四百円」を「二万八千五百二十円」に改める。

附則  
この告示による改正後の規定は、平成二十八年四月一日  
以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間  
に係る介護補償については、なお従前の例による。

●東京都告示第五十五号  
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三  
第二項の規定により、次のとおり平成二十八年度地籍調査  
事業計画を定めたので、同条第五項の規定に基づき告示す  
る。  
平成二十八年五月三十一日  
東京都知事 舛添 要一

調査を行う者 調査地 調査期間  
千代田区 千代田区東神田二丁目、東神 平成二十八  
田三丁目及び岩本町三丁目の 年四月一日  
一部 から平成二  
十九年三月

中央区	中央区月島一丁目、月島三丁目及び月島四丁目	三十一日ま
港区	港区白金二丁目及び白金六丁目	で
新宿区	新宿区西早稲田二丁目ほか	
文京区	文京区本郷三丁目、湯島一丁目及び湯島二丁目の各一部	
台東区	台東区松が谷一丁目、松が谷二丁目、松が谷三丁目、松が谷四丁目、西浅草一丁目及び北上野二丁目の一部	
墨田区	墨田区亀沢三丁目、石原三丁目、江東橋一丁目、江東橋二丁目、江東橋三丁目及び江東橋四丁目並びに亀沢四丁目、本所二丁目、錦糸一丁目、錦糸四丁目及び太平四丁目の各一部	
江東区	江東区新木場三丁目及び辰巳一丁目	
品川区	品川区東中延一丁目並びに中延一丁目、中延二丁目、二葉二丁目、西大井一丁目及び豊町二丁目の各一部	
目黒区	目黒区南二丁目及び祐天寺一丁目並びに南一丁目、目黒本町六丁目及び下目黒四丁目の各一部	
大田区	大田区東糀谷三丁目、羽田三丁目、北糀谷二丁目並びに大森南三丁目、大森南一丁目、大森南四丁目及び羽田六丁目の各一部	
世田谷区	世田谷区大蔵三丁目並びに鎌田三丁目、鎌田四丁目、世田谷三丁目、世田谷四丁目及び	

中野区	宇奈根三丁目の各一部	
杉並区	中野区丸山一丁目及び丸山二丁目	
豊島区	杉並区阿佐谷南二丁目、高円寺南一丁目、梅里二丁目、堀ノ内三丁目、和田三丁目及び高円寺南二丁目の一部	
北区	豊島区池袋本町二丁目及び池袋本町三丁目の各一部	
荒川区	北区志茂二丁目	
板橋区	荒川区西日暮里五丁目及び西日暮里六丁目の各一部	
練馬区	板橋区小茂根一丁目及び小茂根二丁目並びに幸町及び向原三丁目の各一部	
足立区	練馬区高野台一丁目ほか、石神井町五丁目ほか、豊玉南一丁目及び豊玉南二丁目	
葛飾区	足立区神明三丁目の一部	
江戸川区	葛飾区堀切六丁目、亀有一丁目ほか、亀有二丁目ほか、亀有四丁目及び青戸八丁目	
八王子市	江戸川区篠崎町三丁目、篠崎町四丁目、篠崎町五丁目及び篠崎町六丁目の各一部	
三鷹市	八王子市元本郷町、元本郷町一丁目、元本郷町二丁目、元本郷町三丁目、元横山町三丁目、田町、大横町及び本町	
青梅市	三鷹市下連雀三丁目及び上連雀一丁目	
	青梅市野上町一丁目、師岡町一丁目、師岡町二丁目、河辺町一丁目、裏宿町ほか及び天ヶ瀬町ほかの各一部	

府中市	府中市美好町二丁目
調布市	調布市上石原三丁目の一部
町田市	町田市大蔵町、鶴川三丁目及び鶴川四丁目の各一部
小金井市	小金井市本町三丁目及び緑町四丁目の各一部
小平市	小平市喜平町二丁目、喜平町三丁目、学園東町一丁目及び学園東町二丁目の各一部
東村山市	東村山市諏訪町及び秋津町
国分寺市	国分寺市並木町三丁目
福生市	福生市福生の一部
武蔵村山市	武蔵村山市中原三丁目、岸一丁目及び榎二丁目の各一部
多摩市	多摩市和田、落川、百草の各一部
羽村市	羽村市羽西三丁目の一部
あきる野市	あきる野市五日市の一部
瑞穂町	西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎、むさし野一丁目及びむさし野三丁目の各一部
日の出町	西多摩郡日の出町大久野の一部
檜原村	西多摩郡檜原村下元郷の一部
奥多摩町	西多摩郡奥多摩町棚澤の一部

●東京都告示第千五十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年五月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

港区浜松町二丁目五番二から同番七 平成二十八年四月まで、同番九、同番十、同番二十九、月二十六日  
同番三十六、同番四十三及び同番四十四

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第五十七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三条第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、平成二十八年六月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年五月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用される 使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート(7号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	46,500
一般都営	高層耐火	明石町アパート(4号棟)	中央区明石町2-4	34.3	1	29,600	53,900
一般都営	高層耐火	芝五丁目アパート(1号棟)	港区芝5-18	34.3	3	33,600	69,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(9号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,200	61,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(14号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,200	61,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(17号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,300	61,800
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(34号棟)	新宿区戸山2	41.9	1	35,400	72,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(22号棟)	新宿区戸山2	38.8	1	32,900	64,700
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(22号棟)	新宿区戸山2	38.3	1	32,200	61,800
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(18号棟)	新宿区戸山2	36.3	2	30,800	66,700
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(10号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,200	74,900
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(33号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,000	73,600
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(33号棟)	新宿区戸山2	40.1	1	34,200	74,900
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,500	46,300
一般都営	高層耐火	西大久保四丁目アパート(1号棟)	新宿区戸山3-18	37.3	1	33,000	62,500
一般都営	高層耐火	本郷一丁目アパート(15号棟)	文京区本郷1-35	37.3	1	33,200	59,800
一般都営	高層耐火	太平南アパート(1号棟)	墨田区太平4-2	42.9	2	31,100	45,700
一般都営	高層耐火	大島四丁目アパート(2号棟)	江東区大島4-21	51.2	1	42,800	72,600
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(4号棟)	江東区亀戸7-55	33.4	2	26,600	37,000
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(7号棟)	江東区亀戸7-55	36.7	1	29,100	38,600
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(11号棟)	江東区亀戸7-57	36.2	1	29,000	40,100
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(12号棟)	江東区亀戸7-57	42.2	1	34,700	47,100
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(16号棟)	江東区辰巳1-3	36.6	1	28,600	44,200
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(28号棟)	江東区辰巳1-8	36.6	1	28,600	44,200
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(54号棟)	江東区辰巳1-9	33.4	1	26,100	42,600
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(59号棟)	江東区辰巳1-9	36.6	1	28,600	44,200
一般都営	中層耐火	辰巳一丁目アパート(62号棟)	江東区辰巳1-9	33.4	1	26,100	42,600
一般都営	高層耐火	東砂七丁目アパート(35号棟)	江東区東砂7-17	51.2	1	42,600	71,200
一般都営	高層耐火	南砂五丁目アパート(15号棟)	江東区南砂5-24	37.9	1	30,000	48,800
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(11号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,400	41,400
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(4号棟)	江東区南砂5-24	33.4	1	26,400	41,400
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(3号棟)	江東区東砂2-13	37.9	1	30,100	48,500
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(5号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,500	37,400
一般都営	高層耐火	東砂二丁目アパート(11号棟)	江東区東砂2-13	37.9	2	30,100	48,500

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	東砂二丁目第2アパート(1号棟)		江東区東砂2-12	36.7	1	29,000	34,000
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(3号棟)		江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	74,500
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(4号棟)		江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	74,500
一般都営	高層耐火	北品川アパート(1号棟)		品川区北品川1-5	41.6	3	36,000	72,800
一般都営	高層耐火	東品川第3アパート(6号棟)		品川区東品川3-32	34.3	1	29,400	43,600
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(2号棟)		品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	92,600
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(4号棟)		品川区八潮5-1	59.6	2	52,300	92,600
一般都営	高層耐火	矢口二丁目アパート(15号棟)		大田区矢口2-21	32.9	1	26,100	35,700
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート(7号棟)		大田区東糀谷6-8	42.2	1	33,700	47,600
一般都営	中層耐火	西糀谷二丁目第2アパート(3号棟)		大田区西糀谷2-26	39.0	1	32,100	50,300
一般都営	中層耐火	大森西四丁目第2アパート(11号棟)		大田区大森西4-13	55.9	1	46,300	79,000
一般都営	中層耐火	赤堤三丁目アパート(7号棟)		世田谷区赤堤3-1	59.6	1	51,600	118,300
一般都営	中層耐火	喜多見二丁目アパート(2号棟)		世田谷区喜多見2-10	55.9	1	44,500	74,200
一般都営	中層耐火	幡ヶ谷二丁目第2アパート(56-5号棟)		渋谷区幡ヶ谷2-56	38.7	2	33,300	50,500
一般都営	高層耐火	広尾五丁目アパート(2号棟)		渋谷区広尾5-7	34.3	2	32,400	77,000
一般都営	中層耐火	南台四丁目アパート(1号棟)		中野区南台4-1	51.0	1	38,900	84,300
一般都営	高層耐火	久我山一丁目アパート(20号棟)		杉並区久我山1-3	40.7	1	29,900	57,900
一般都営	中層耐火	井草四丁目第2アパート(20号棟)		杉並区井草4-8	63.2	1	50,600	108,500
一般都営	高層耐火	麩の内三丁目アパート(19号棟)		杉並区麩ノ内3-49	37.9	1	28,100	43,300
一般都営	中層耐火	麩の内三丁目アパート(2号棟)		杉並区麩ノ内3-49	37.6	1	27,700	35,100
一般都営	高層耐火	北大塚一丁目アパート(10号棟)		豊島区北大塚1-15	38.2	1	31,100	62,200
一般都営	中層耐火	赤羽西六丁目アパート(1号棟)		北区赤羽西6-3	39.0	1	30,900	38,000
一般都営	中層耐火	浮間二丁目アパート(3号棟)		北区浮間2-26	59.6	1	48,800	89,100
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート(11号棟)		北区滝野川3-69	39.0	1	30,500	49,100
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(13号棟)		北区滝野川3-71	42.2	1	33,500	61,600
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート(15号棟)		北区滝野川3-75	37.3	3	29,600	54,700
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(1号棟)		北区滝野川3-79	36.1	1	28,200	43,200
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート(16号棟)		北区滝野川3-80	37.3	1	29,700	45,300
一般都営	中層耐火	赤羽西五丁目アパート(15号棟)		北区赤羽西5-12	39.0	1	29,800	44,300
一般都営	高層耐火	東日暮里一丁目アパート(13号棟)		荒川区東日暮里1-17	37.9	1	27,400	43,400
一般都営	中層耐火	西尾久八丁目アパート(12号棟)		荒川区西尾久8-10	51.0	1	38,400	65,800
一般都営	高層耐火	西尾久八丁目アパート(21号棟)		荒川区西尾久8-10	51.2	2	38,600	73,600
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート(9号棟)		板橋区新河岸2-10	34.4	3	24,500	37,200
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート(13号棟)		板橋区新河岸2-10	47.6	1	35,400	39,200

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	前野町四丁目第2アパート(1号棟)		板橋区前野町4-36	43.9	1	33,300	48,200
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート(2号棟)		板橋区新河岸1-3	51.2	2	38,600	66,300
一般都営	中層耐火	錦一丁目アパート(16号棟)		練馬区錦1-27	51.0	1	39,200	73,200
一般都営	中層耐火	豊玉中四丁目アパート(1号棟)		練馬区豊玉中4-6	51.0	1	40,600	83,100
一般都営	高層耐火	光が丘第2アパート(5-5-6号棟)		練馬区光が丘5-5	61.4	1	49,300	101,500
一般都営	中層耐火	東和四丁目第3アパート(9号棟)		足立区東和4-20	51.0	1	37,800	68,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(6号棟)		足立区南花畑5-15	33.4	1	22,500	33,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(7号棟)		足立区南花畑5-15	33.4	1	22,500	33,400
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(14号棟)		足立区南花畑5-15	33.4	1	22,600	35,600
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート(15号棟)		足立区南花畑5-15	37.3	1	25,100	39,900
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(3号棟)		足立区竹の塚7-13	37.3	1	25,600	42,500
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(11号棟)		足立区竹の塚7-15	33.4	1	23,000	38,000
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(12号棟)		足立区竹の塚7-15	33.4	1	23,000	38,000
一般都営	中層耐火	竹の塚七丁目アパート(13号棟)		足立区竹の塚7-16	33.4	1	23,000	38,000
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(1号棟)		足立区西保木間4-1	37.3	1	25,600	42,500
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート(12号棟)		足立区西保木間4-4	37.3	1	25,600	42,500
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート(16号棟)		足立区西保木間4-5	37.9	1	26,200	41,100
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(7号棟)		足立区江北7-12	35.7	1	24,400	38,100
一般都営	中層耐火	上沼田第3アパート(14号棟)		足立区江北7-13	37.7	1	25,700	40,200
一般都営	中層耐火	伊興町アパート(5号棟)		足立区伊興1-8	36.4	1	25,300	42,700
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(6号棟)		足立区辰沼1-2	35.7	2	24,500	38,500
一般都営	中層耐火	辰沼町アパート(14号棟)		足立区辰沼1-2	38.3	1	26,800	43,900
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート(4号棟)		足立区六木1-5	40.5	1	27,700	41,300
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(8号棟)		足立区六木1-5	35.7	1	24,400	37,900
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート(11号棟)		足立区六木1-5	35.7	1	24,400	37,900
一般都営	中層耐火	花畑第3アパート(1号棟)		足立区南花畑4-11	35.7	2	24,400	38,800
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート(3号棟)		足立区鹿浜5-24	35.7	1	24,300	37,800
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート(6号棟)		足立区鹿浜5-24	35.7	1	24,300	37,800
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート(1号棟)		足立区鹿浜5-24	35.7	1	24,300	37,800
一般都営	中層耐火	鹿浜五丁目アパート(10号棟)		足立区鹿浜5-24	35.7	1	24,300	37,800
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート(7号棟)		足立区花畑8-4	38.3	1	26,100	38,400
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(1号棟)		足立区舎人6-11	51.0	1	36,500	57,400
一般都営	中層耐火	舎人町アパート(5号棟)		足立区舎人6-12	42.3	1	29,800	39,900
一般都営	高層耐火	舎人町アパート(14号棟)		足立区舎人6-14	43.6	1	30,700	41,500

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	六木三丁目アパート(5号棟)	足立区六木3-39	55.9	1	40,200	68,900
一般都営	高層耐火	足立区入谷アパート(3号棟)	足立区入谷8-16	55.9	1	40,000	66,200
一般都営	高層耐火	亀有一丁目アパート(1号棟)	葛飾区亀有1-18	51.2	1	37,500	66,100
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(2号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	68,600
一般都営	高層耐火	西新小岩一丁目アパート(1号棟)	葛飾区西新小岩1-1	55.9	1	42,400	68,600
一般都営	中層耐火	青戸八丁目アパート(1号棟)	葛飾区青戸8-27	59.6	1	44,500	79,800
一般都営	中層耐火	西瑞江第2アパート(1,2号棟)	江戸川区西瑞江4-25	59.6	1	46,600	69,600
一般都営	中層耐火	平井一丁目アパート(1号棟)	江戸川区平井3-4	32.6	1	23,900	36,100
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート(4号棟)	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,800	84,900
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鹿島団地(16-1号棟)	八王子市鹿島16	42.3	1	21,700	35,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン松が谷団地(18-1号棟)	八王子市松が谷18	51.1	1	26,300	43,100
一般都営	中層耐火	長房西アパート(西-1号棟)	八王子市長房町891	51.0	1	27,100	48,600
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(6号棟)	武蔵野市境5-15	55.9	1	42,600	88,000
一般都営	中層耐火	境五丁目アパート(9号棟)	武蔵野市境5-32	62.1	1	47,800	98,800
一般都営	中層耐火	境南町三丁目アパート(1,3号棟)	武蔵野市境南町3-25	51.0	1	37,700	76,400
一般都営	中層耐火	境二丁目アパート(4号棟)	武蔵野市境2-6	60.9	1	45,900	93,200
一般都営	中層耐火	下連雀七丁目第2アパート(2号棟)	三鷹市下連雀7-15	55.9	1	41,500	86,600
一般都営	中層耐火	上連雀一丁目アパート(1号棟)	三鷹市上連雀1-22	55.9	1	41,800	87,800
一般都営	中層耐火	野崎アパート(3号棟)	三鷹市野崎2-2	51.0	1	36,200	64,800
一般都営	中層耐火	浅間町二丁目アパート(2号棟)	府中市浅間町2-7	59.6	1	39,000	79,000
一般都営	中層耐火	紅葉丘一丁目アパート(1号棟)	府中市紅葉丘1-32	62.1	1	39,100	87,900
一般都営	中層耐火	昭和町一丁目アパート(2号棟)	昭島市昭和町1-10	59.6	1	34,600	75,900
一般都営	中層耐火	昭島東町一丁目アパート(3号棟)	昭島市東町1-15	42.3	1	22,700	47,500
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート(9号棟)	調布市国領町8-1	51.2	1	30,600	74,500
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート(5号棟)	調布市下石原1-15	55.9	2	33,500	78,500
一般都営	中層耐火	佐須町アパート(4号棟)	調布市佐須町4-1	62.1	1	39,300	91,900
一般都営	中層耐火	染地三丁目アパート(6号棟)	調布市染地3-3-1	55.9	1	32,600	74,300
一般都営	高層耐火	木曾森第1アパート(B-1号棟)	町田市木曾森1-2	61.5	1	39,700	81,900
一般都営	中層耐火	町田中里橋アパート(4号棟)	町田市木曾西1-33	39.0	1	19,300	37,600
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(6号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	30,600	65,200
一般都営	高層耐火	成瀬アパート(5号棟)	町田市成瀬7-10	55.9	1	31,600	65,800
一般都営	中層耐火	忠生四丁目アパート(2号棟)	町田市忠生4-12	55.9	1	30,500	57,500
一般都営	中層耐火	小金井東町二丁目アパート(3号棟)	小金井市東町2-5	55.9	1	35,300	83,100
一般都営	中層耐火	小金井本町二丁目アパート(1号棟)	小金井市本町2-15	39.0	1	20,800	54,300

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用され る使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	学園西町二丁目アパート(1号棟)	小平市学園西町2-26	55.9	1	33,100	72,000
一般都営	中層耐火	学園西町一丁目アパート(2号棟)	小平市学園西町1-28	55.9	1	33,200	73,000
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(4号棟)	日野市新井842	37.7	1	16,800	33,200
一般都営	中層耐火	日野新井アパート(1号棟)	日野市新井842	35.7	1	15,900	31,400
一般都営	中層耐火	東村山萩山町三丁目アパート(8号棟)	東村山市萩山町3-17	62.7	1	39,100	81,900
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(1号棟)	東村山市萩山町2-13	55.9	2	32,100	66,000
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(1号棟)	東村山市秋津町5-1	51.0	1	31,000	65,100
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート(3号棟)	国立市北3-25	42.3	1	24,500	52,900
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート(1,2号棟)	国立市北3-22	51.0	1	30,100	63,500
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート(4号棟)	西東京市緑町3-8	58.1	1	36,400	79,900
一般都営	高層耐火	田無緑町三丁目アパート(3号棟)	西東京市緑町3-8	55.9	1	35,200	78,200
一般都営	中層耐火	田無向台町三丁目アパート(1,4号棟)	西東京市向台町3-10	51.0	1	29,800	65,200
一般都営	中層耐火	田無向台三丁目第2アパート(1,7号棟)	西東京市向台町3-8	48.1	1	28,500	61,900
一般都営	高層耐火	田無芝久保五丁目第2アパート(4,6号棟)	西東京市芝久保町5-4	55.9	1	34,100	73,300
一般都営	高層耐火	柳沢一丁目アパート(3号棟)	西東京市柳沢1-15	61.5	1	41,100	96,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(1,2号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,100	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(2号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,100	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(2,3号棟)	狛江市和泉本町4-7	37.0	1	18,100	44,600
一般都営	中層耐火	狛江アパート(2,5号棟)	狛江市和泉本町4-7	32.6	1	15,800	41,100
一般都営	中層耐火	狛江アパート(3,2号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,600	44,500
一般都営	中層耐火	狛江アパート(3,8号棟)	狛江市和泉本町4-7	33.4	1	16,500	44,500
一般都営	中層耐火	松山三丁目アパート(2号棟)	清瀬市松山2-17	62.1	2	36,800	79,000
一般都営	中層耐火	松山三丁目第2アパート(2号棟)	清瀬市松山3-14	48.1	1	27,800	56,800
一般都営	中層耐火	清瀬元町二丁目アパート(2号棟)	清瀬市元町2-25	60.5	1	35,800	74,900
一般都営	中層耐火	清瀬元町三丁目第2アパート(2号棟)	清瀬市元町2-9	58.1	1	34,700	74,400
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート(2号棟)	清瀬市竹丘3-3	51.0	1	27,800	52,500
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン東寺方団地(3-1-2号棟)	多摩市東寺方3-1	37.3	1	17,500	33,300
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン和田団地(3-5-3号棟)	多摩市和田3-5	37.7	1	17,700	33,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(3-4-2号棟)	多摩市愛宕3-4	40.1	1	19,200	35,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(4-1-2号棟)	多摩市愛宕4-1	40.1	1	19,200	35,000
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地(6-1-3号棟)	多摩市豊ヶ丘6-1	51.1	2	25,800	38,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン鶴牧団地(4号棟)	多摩市鶴牧5-40	61.3	1	35,100	68,200



●東京都告示第五十八号  
 東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第

三条第二項並びに第十二条第一項及び第三項の規定に基づき、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、

同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十八年五月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

名 称

位 置

構造及び規模

戸 数

収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料（月額一戸につき）

近傍同種の住宅の家賃（月額一戸につき）

東大泉三丁目第4アパート  
 （4号棟）

練馬区東大泉三丁目五十八番

高層耐火

三四・六平方メートル

一八戸

六六、二〇〇円

同右

同右

同右

四〇・四平方メートル

同右

三五、七〇〇円

七七、四〇〇円

同右

同右

同右

四七・八平方メートル

六戸

四二、二〇〇円

九一、七〇〇円

●東京都告示第五十九号

東京都営住宅条例（平成九年東京都条例第七十七号）第三条第二項及び第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を、同条例第三条第二項及び第七十一条において準用する同条例第五十六条第一項第三号の規定に基づき都営再開発住宅の使用料を次のように変更し、平成二十八年六月一日から実施するので、同条例第三条第三項の規定により告示する。

平成二十八年五月三十一日

東京都知事 舛 添 要 一

種類	構造名	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	高層耐火	市ヶ谷富久町アパート(1号棟)	新宿区富久町22-24	37.5	1	31,600
改良	高層耐火	白鬚東アパート(17号棟)	墨田区堤通2-10	51.3	1	37,000
改良	高層耐火	白鬚東アパート(18号棟)	墨田区堤通2-10	63.4	1	45,800
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(12号棟)	江東区南砂3-11	32.6	1	25,400
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(3号棟)	江東区南砂3-11	33.4	1	26,500
再開発	高層耐火	白鬚東アパート(15号棟)	墨田区堤通2-8	60.8	1	44,400

●東京都告示第千六十号

次の駐車場を廃止したので、東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条の規定において準用する同条例第三条第三項の規定により、告示する。

平成二十八年五月三十一日

東京都知事 舛添 要一

名称 位置 区画数

矢川北アパート駐車場 国立市富士見台四丁目七区画

目十七番

●東京都告示第千六十一号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三条において準用する同条例第三条第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

平成二十八年五月三十一日

東京都知事 舛添 要一

名称 位置 区画数

東大泉三丁目第4アパート 練馬区東大泉三丁目四八区画

金町四丁目第2アパート 葛飾区金町四丁目七区画

上連雀一丁目アパート 三鷹市上連雀一丁目三二区画

●東京都告示第千六十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法

第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十八年五月三十一日

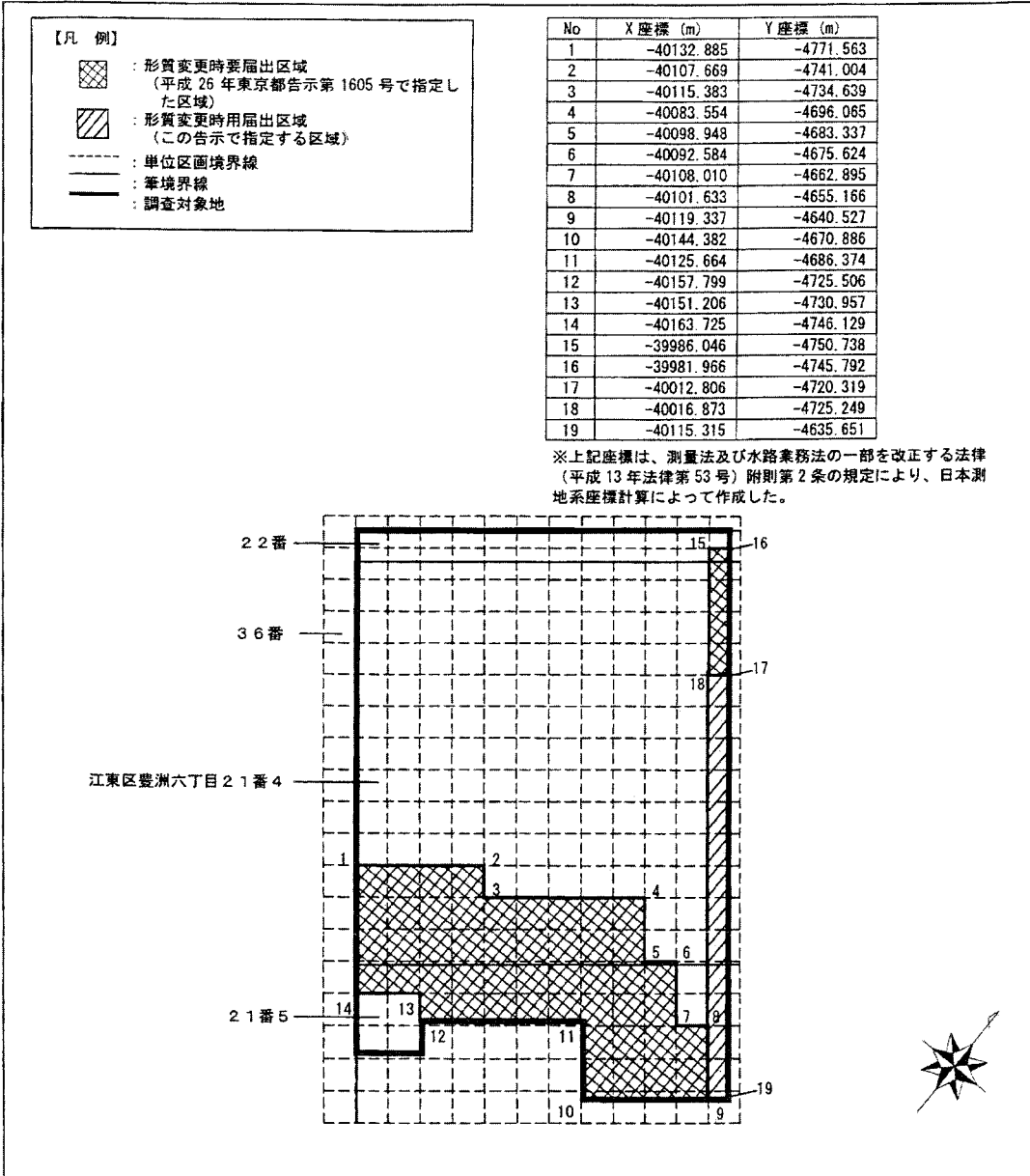
東京都知事 舛添 要一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区豊洲六丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにベンゼン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、シアン化合物、水銀及びその化合物、鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



●東京都告示第千六十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月三十一日

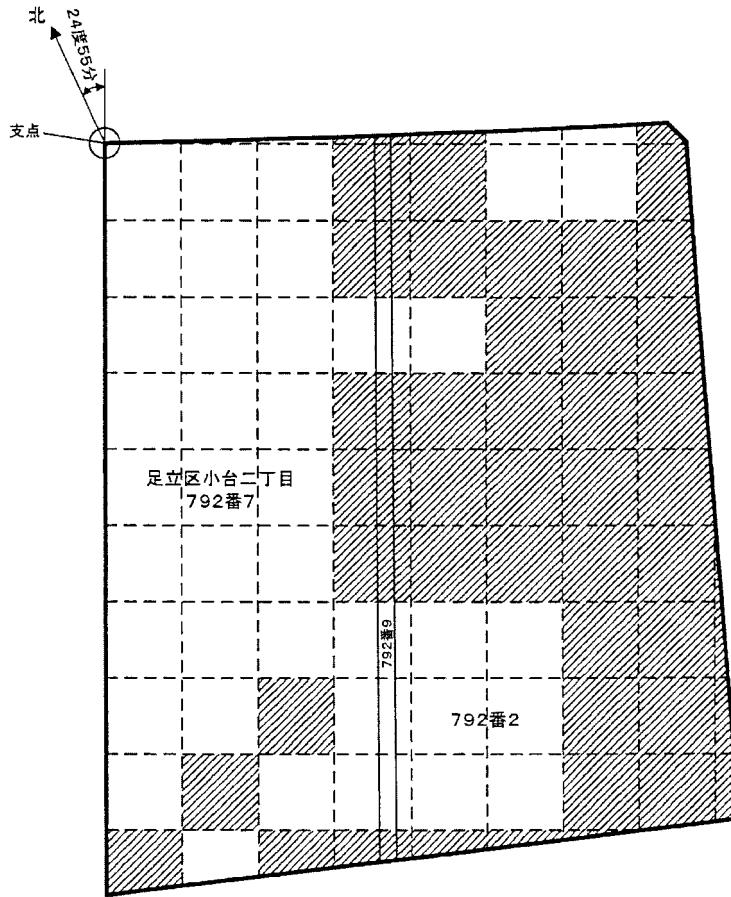
東京都知事 舛 添 要 一

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区小台二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



**【支点】**  
 支点は、足立区小台二丁目792番7の最北端とする。

**凡例**

	敷地境界
	筆境界
	単位区画
	形質変更時要届出区域

**【格子の回転角度】**  
 24度55分  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六十四号

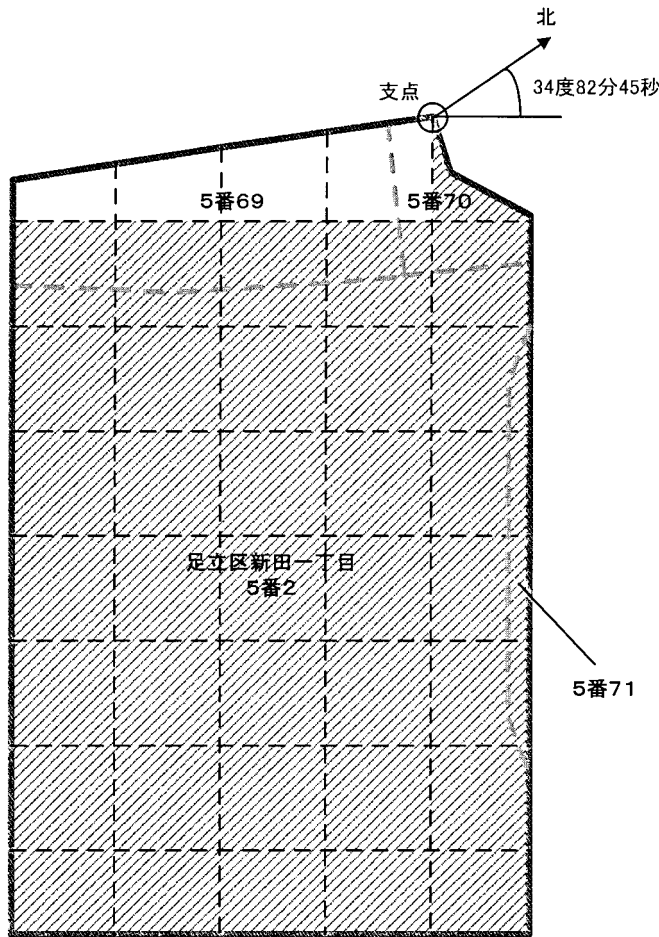
土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（足立区新田一丁目地内）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



**【支点】**  
 支点は、足立区新田一丁目5番70の最北端とする。

**【格子の回転角度】**  
 34度82分45秒  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

**【凡例】**

- 単位区画
- 敷地境界
- ~~~~ 筆境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千六十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。以下「法」という。）第四十一条に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）第五十一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年五月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

一 知識試験

(一) 試験の日時及び場所

試験の日時及び場所については次のとおりとする。

ただし、法第四十九条第一号に該当する者（以下「法第四十九条第一号該当者」という。）のみを対象とする知識試験は、平成二十八年七月三十一日、同年八月二十一日及び同年九月十七日の午前十一時からとする。

狩猟免許の種類	実施期日	開始時刻	開催場所
網猟免許	平成二十八年七月三十一日	午前十時	足立区勤労福祉会館
わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許	同年八月二十一日	同右	同右
同右	同年九月十七日	同右	同右

府中市市 府中市府民会館  
 ミニエール 中町二丁目二十四

府中 番地

(二) 試験の内容

知識試験は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理に関する知識について行う。ただし、法第四十九条第一号該当者に対する知識試験は、猟具に関する知識について行う。

(三) 対象者

東京都内に住所を有する者で、法第四十条に定める欠格事由に該当しないもの

二 適性試験

(一) 試験の日時及び場所

一 (一)に掲げる知識試験の実施期日及び開催場所において午後零時五十分から行う。

(二) 試験の内容

視力、聴力及び運動能力について行う。

(三) 対象者

知識試験に合格した者

三 技能試験

(一) 試験の日時及び場所

一 (一)に掲げる知識試験の実施期日及び開催場所において適性試験終了後に行う。

(二) 試験の内容

猟具の取扱方法及び鳥獣の判別について行う。

(三) 対象者

適性試験に合格した者

四 狩猟免許申請手続

(一) 狩猟免許を受けようとする者は、平成二十八年七月

三十一日の知識試験を受けようとする場合は同月十五日午後五時までに、平成二十八年八月二十一日の知識試験を受けようとする場合は同月五日午後五時までに、平成二十八年九月十七日の知識試験を受けようとする場合は同月五日午後五時までに狩猟免許申請書の所定事項に記入し、及び押印し、次に掲げるものを添えて、東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ申し込むこと。  
ア 申請前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの一枚  
イ 狩猟免許申請手数料 五千二百円。ただし、法第四十九条第一号該当者は、三千九百円  
ウ 現に銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者にあつては、当該許可に係る許可証の住所及び氏名が確認できるページ並びに使用する銃の種類等が確認できるページの写し一通  
エ 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けていない者にあつては、法第四十条第二号から第四号までに該当していないことを証する医師の診断書一通  
オ 住民票一通。ただし、銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者にあつては、不要

(二) 銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の規定による許可を受けている者にあつては、当該許可に係

る許可証の原本を提示すること。  
五 その他

(一) 狩猟免許試験を受け、これに合格した者は、その種類ごとに狩猟免許が与えられ、当該免許の有効期間は、その試験を受けた日から起算して三年を経過した日の属する年の九月十四日までである。

(二) 詳細については、東京都環境局自然環境部計画課、東京都多摩環境事務所自然環境課又は東京都支庁の産業課へ問い合わせること。

●東京都告示第六十六号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第七十三号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。  
平成二十八年五月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

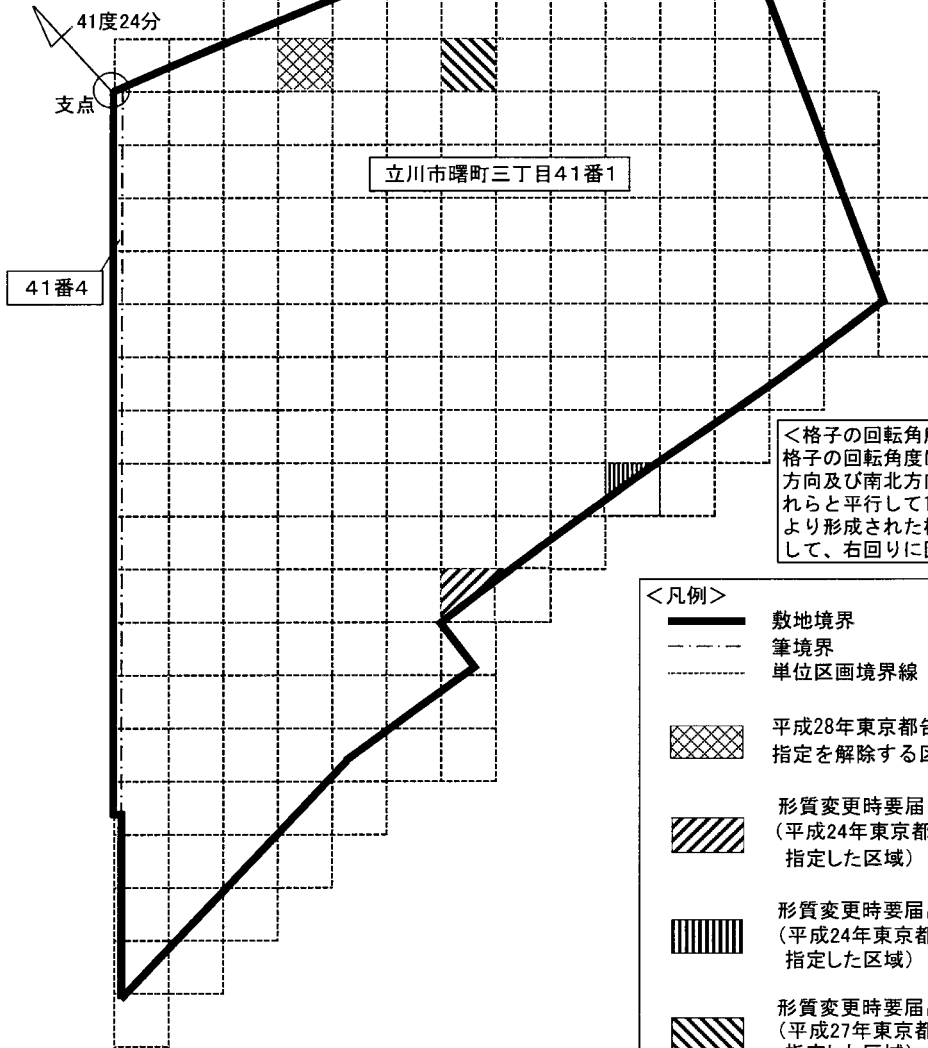
一 指定を解除する区域 別図のとおり（立川市曙町三丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図

<支点>  
支点は、調査対象地（立川市曙町三丁目41番4）の最北端とする。



<格子の回転角度>41度24分  
格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成された格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

- <凡例>
- 敷地境界
  - - - 筆境界
  - 単位区画境界線
  - ▨ 平成28年東京都告示第73号による指定を解除する区域
  - ▧ 形質変更時要届出区域（平成24年東京都告示第111号により指定した区域）
  - ▩ 形質変更時要届出区域（平成24年東京都告示第864号により指定した区域）
  - 形質変更時要届出区域（平成27年東京都告示第856号により指定した区域）

●東京都告示第千六十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。）第四十六条第二項及び第五十一条の二十五第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条、第五十一条の三十第一項及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則（平成十八年東京都規則第七十二号）第六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年五月三十一日

東京都知事 外 添 要 一